

第十五号議案

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立障害者支援ハウス条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者支援ハウス条例（平成十四年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

第六条第一項第一号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。